

平成22年11月29日（月曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	藤 埴 理 君	2 番	吉 野 誠 君
3 番	木 村 千 秋 君	4 番	栗 田 利 朗 君
5 番	広 瀬 文 典 君	6 番	奥 村 耕 作 君
7 番	—————	8 番	末 政 京 子 君
9 番	岩 崎 秋 夫 君	10 番	丹 羽 豊 次 君
11 番	小 林 敏 美 君	12 番	広 瀬 康 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	興 慈 善 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建設課主幹 兼管理係長	竹 中 敏 明 君
産 業 課 長	三 浦 高 雄 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会計課長	古 山 則 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 一 幸	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

- 日程第1 議第61号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議第62号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議第63号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

5 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前 9 時 01 分 開会

議長（衣斐弘修君） これより平成22年第 7 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、3 番 木村千秋君、4 番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第61号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第 1、議第61号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第61号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、垂井町職員の給与改定に伴い、期末手当の支給割合を改定するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは私の方から、議第61号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

本会議から、条例案につきましては横書きのスタイルにさせていただきます、少しなれていただくまで時間を要するかと思いますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、議案資料並びに事務局から配付されております改正条例の新旧対照表をごらんになっていただきたいと存じます。

今回の条例改正につきましては、本年 8 月 10 日付の人事院勧告に基づきます垂井町職員の給

与改定の例によりまして、議員皆様方の期末手当の支給割合の引き下げをさせていただくものでございます。支給の基準日でございます12月1日までに条例を改正する必要が生じたので、今回提案をさせていただくものでございます。具体的な改正の内容につきましては、期末手当の支給月数につきまして、年間、現行4.15ヵ月を3.95ヵ月といたしまして、0.2ヵ月引き下げを行わせていただくものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきたいと存じます。

第1条でございます。第5条第2項中でございますが、この部分につきましては期末手当の支給について定めておるところでございますが、第5条第2項の中で「100分の220」を「100分の200」に改めるものでございますが、平成22年度分の期末手当につきまして、12月支給分を一括して0.2ヵ月分を引き下げるものでございます。

続きまして第2条でございます。こちらにつきましては、期末手当の支給割合を年間で現行と比較して0.2ヵ月引き下げるわけでございますが、第1条の関係も含めまして、期末手当の支給割合を6月の支給につきまして「100分の195」とございまして「100分の190」に、また、12月支給分におきましては、現在「100分の200」でございますが「100分の205」に改めまして、現行と比較しまして0.2ヵ月引き下げるものでございます。

以上の結果といたしまして、財政効果といたしましては年間66万4,000円減額になるわけでございますが、財政効果として期待できるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解を賜りたいと存じます。議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） 質問いたします。

人事院勧告に従って、職員だとか議員の報酬の問題を出されているわけですが、私たちの問題なんですけれども、議員報酬については報酬等審議会がありますが、引き下げのたびに、いわゆる報酬等審議会はどうなっているのか。全然審議をしていないのか、そこら辺のところを聞きたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 12番議員の、こういった改正につきましての報酬等審議会の意見はどうかということですが、もとより審議会の審議する内容につきましては、月額報酬を審議するものでございます。したがって、今回の期末手当の率につきましては、垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償に関する条例を見ていただくとわかると思いますが、第5条第2項によりまして、期末手当を受ける一般職の職員の例によるということで規定がなされておりますので、したがって、こういった議員の皆様方の期末手当の率を求めるに当たり

ましては、一般職の期末手当の例によるということが、この条例の第5条第2項で規定されておりますので、それによって人事院の勧告をもとに一般職を変えて、それに基づいてこちらの議員報酬に関する期末手当の分も改正するものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第62号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第2、議第62号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第62号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職職員の給与改定に伴い、期末手当の支給割合を改定するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 議第62号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましても、議第61号と同じく、本年8月10日付の人事院勧告に基づきます垂井町一般職の職員の給与改定の例によりまして、期末手当の支給割合の引き下げを行う

ものでございまして、基準日でございまして12月1日までに条例の改正をしなければなりませんので、今回提案をさせていただきものでございまして、具体的な内容につきましては、期末手当の年間の支給月数につきまして、議員の皆様方と同じように4.15ヵ月分を0.2ヵ月分引き下げさせていただきまして、3.95ヵ月分にするものでございまして、

それでは、条文について説明をさせていただきます。

第1条でございますが、垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例、第5条第2項につきましては、御存じのように期末手当の支給について規定したものでございまして、第2項中につきましては支給割合が掲げてございます。その支給割合につきまして、「100分の220」を「100分の200」に改めるものでございまして、こちらにつきましても、12月支給分におきまして平成22年度分をまとめて0.2ヵ月引き下げるものの改定でございます。

続きまして第2条でございます。こちらにつきましては、期末手当の支給割合を、年間で現行と比較いたしまして0.2ヵ月引き下げるためのものでございまして、第1条の関係もございまして、支給割合を「100分の195」を「100分の190」に、また、12月支給分につきましては、「100分の200」を「100分の205」に改めるものでございまして、この改正によります財政効果といたしましては31万1,000円ほどの減額になりますけれども、見込んでおるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第63号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第3、議第63号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第63号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国の人事院勧告に基づき、給料、期末手当及び勤勉手当を改定するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、議第63号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、先ほど来申し上げておりますように、本年8月10日付の人事院勧告によりまして、基準日でございます12月1日までに一般職職員の給与改定に係る条例の改正を行う必要が生じたもので、提案をさせていただくものでございます。

初めに、今回勧告されました人事院の勧告の内容を少しお話しさせていただきたいと思っております。大きく分けまして三つございます。まず一つ目は、55歳を超える職員で、行政職給料表6級以上の職員の給与につきまして1.5%を減じるものでございます。次に2番目のポイントといたしまして、中高年齢層の月例給の引き下げのために給料表の改定を行うものでございます。次に3番目のポイントといたしまして、期末勤勉手当の年間での支給割合でございますが、0.2ヵ月分を引き下げるものでございます。この三つが本年出されました人事院勧告の骨子でございます。

それでは、垂井町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきますが、非常に内容的に複雑でございますので、わかりにくい点が多々あるかと思っております。

まず第1条でございます。垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、第19条につきましては期末手当について規定している条文でございますので、「第19条の3まで」の次に「及び附則第22項第2号」を加えるということでございますが、後ほど御説明いたしますが、附則の第22項が新たに改正をされまして、そちらが期末手当支給日の附則第22項の改正により準用する必要がございますので、今回第19条の3の後につけ加えるものでございます。

それから、同条第2項中でございます。こちらにつきましては、12月の期末手当の支給割合でございますが、「100分の150」から「100分の135」に改めるものでございまして、0.15ヵ月分を引き下げるものでございます。

続きまして同条第3項中でございますが、こちらは現在当町には対象者はおりませんが、再

任用職員の期末手当に関する支給割合でございますが、「100分の150」を「100分の135」に、また、「100分の85」を「100分の80」に改めるものでございます。

次に、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第22項第2号において同じ。」を加えるものでございますが、これは附則第22項の改正によりまして準用するためにつけ加えるものでございます。

続きまして第20条第1項でございますが、こちらにつきましては、期末手当の支給について規定をしておるところでございます。

第1項中「この条」の次に「及び附則第22項第3号」を加えとございますが、こちらにつきましても、附則第22項を加えることによりまして支給日の準用を行うものでございます。

続きまして第2項第1号中でございますが、「次項」の次に「及び附則第22項第3号」を加えておりますが、こちらにつきましても、基準日の準用のために新たな改正をした附則をつけ加えるものでございます。

次に、12月の勤勉手当の支給割合でございますが、こちらにつきまして「100分の70」を「100分の65」に改めるものでございまして、現行支給割合につきまして0.05ヵ月を引き下げるものでございまして、先ほどの期末手当と合わせまして0.2ヵ月分になるものでございます。

次に、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改めるものにつきましては、これも先ほど申しました再任用に関する規定の部分でございます。

続きまして、附則第22項を次のように改めるといってございまして、こちらにつきましても非常に内容が濃くなっておりまして、別添でお配りしてございます新旧対照表もあわせてごらんになっていただきたいと存じます。

こちらの第22項の部分でございますが、先ほど人事院勧告の骨子の中でも少しお話をさせていただきましたが、55歳以上に係ります行政職給料表の6級以上の職員に係ります1.5%の減額を講じる旨の規定でございます。こちらの第22項につきましては、「当分の間」といった表現でなされておりまして、こちらの内容につきましては、1ページめくっていただきました右側に表がございます。行政職給料表、職務の級で6級でございます。先ほども申しました6級に該当する職員でございますが、今回の条例改正によりまして特定職員と呼んでおるところでございますが、この職員が55歳に達した日後、または55歳に達した日後に特定職員となった職員におきまして、給料月額、それから期末手当、勤勉手当を当分の間1.5%減ずるとしたものでございます。

それでは、第22項の第1号でございます。こちらにつきましては、給料月額を規定しておるところでございます。主に給料月額の1.5%を減額する旨の規定を定めたものでございます。

続きまして第2号でございます。こちらは期末手当を定めた号でございまして、期末手当につきまして、減額する額、加算も含めまして、当該特定職員の期末手当の額の1.5%を減じるものの規定を設けたものでございます。

続きまして第3号でございます。勤勉手当について定めたものでございます。こちらにつき

ましても、減額する額につきまして、加算を含め、当該特定職員の勤勉手当の額の1.5%と定める旨の規定でございます。

続きまして第4号でございます。右側のページでございますが、こちらにつきましては、垂井町の職員の給与に関する条例の第22条第1項から第4項、または第6項の規定により支給される給与というふうに規定されておりますが、まず第22条、こういったものを規定しているかと申しますと、休職者の給与に関する規定でございます。第4号のアでございますが、第22条第1項につきましては、公務上の負傷、あるいは疾病により休職となったものについて、分限措置でございますが、前各号に定める額ということでございますので、今まで御説明をさせていただきました給料、期末手当、勤勉手当につきまして、それぞれ同じように1.5%減じるものでございます。

続きましてイでございますが、第22条第2項でございます。こちらにつきましては結核性の疾患、それから第3項につきましては心身の故障というふうに限定をされておまして、第1号、第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額というふうに規定するものでございます。

続きましてウでございますが、第22条の第4項につきましては、刑事事件に関して起訴により休職となった場合の職員について定めるものでございまして、第1号に定める額と同項の規定によって当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額という規定がなされておるところでございます。

続きましてエでございますが、第22条の第6項でございます。こちらは、基準日前1ヵ月以内に退職もしくは失職、あるいは不幸にも亡くなった場合についての規定でございまして、それぞれ第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額として規定するものでございます。

続きまして第23項でございますが、こちらにつきましては、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他の同項の規定の実施に関しては、町の規則で定める旨を追加するものでございます。

続きまして第24項でございます。附則第22項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までの規定でございますが、こういった規定かと申しますと、時間外勤務手当、あるいは休日勤務手当、それから夜間勤務手当を規定しているところでございます。こういった時間外勤務手当等につきましても1.5%減じるものの規定をこちらで定めるものでございます。

続きまして第25号でございます。こちらの規定につきましては、勤勉手当の総額につきまして、附則第22項の規定が適用される間につきまして、特定職員に係る勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする旨の規定でございます。

続きまして別表でございます。先ほど人事院勧告の骨子の中でお話を申し上げましたが、中高年齢層の月例給引き下げに伴います給料表の改正でございます。新旧対照表とも比較していただくと、どこの部分が改正されたかということについておわかりになっていただきたいと思いますので、そちらもあわせてごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、給料表の次に今回の条例改正の第2条の部分が出てまいります。垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するということで、今回、第19条の2項でございます。こちらにつきましては、期末手当の額の規定をしておるところでございます。6月に支給されます期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の122.5」に改めるものでございます。また、12月支給の期末手当の支給割合につきましては、「100分の135」を「100分の137.5」に改めるものでございます。

続きまして同条第3項につきましては、再任用職員の期末手当に関する規定でございますが、「100分の125」を「100分の122.5」に、また、「100分の135」を「100分の137.5」に改める旨の規定でございます。

続きまして、期末手当の額の規定でございます。これにつきましては、第20条第2項でございます。こちらにつきましては、「100分の65」とございますのを「100分の67.5」に、また、再任用につきましては、「100分の30」を「100分の32.5」に改めるものの条文でございます。

続きまして、附則でございます。この条例の施行でございますが、平成22年12月1日から施行するものでございまして、第2条の規定につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、附則第2項でございます。こちらにつきましては、平成22年12月に支給をいたします期末手当に関する特例措置を設けている規定でございます。平成22年12月に支給する期末手当の額でございます。こちらにつきましては、規定により算定されます期末手当の額から、第1号において定めるものの職員、こちらは右側のページに表がございますが、それぞれこの号給以外のものの職員、こちらの表に掲げる職員については対象となっておりますが、この号給以外の職員を減額改定対象職員と規定しておるところでございます。そちらの職員の給料、それから管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当等の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額に、第2号、これは期末手当、勤勉手当でございますが、そちらの合計の額に0.28を乗じて得た額との合計額を、今回12月で支給される期末手当の額から減額するという規定でございます。

続きまして附則第3項でございます。こちらにつきましては、先ほど御説明をいたしました55歳に到達した特定職員の関係でございますが、平成22年4月1日前、特定職員である職員については、施行日でございます平成22年12月1日から、また、55歳に達しているが、特定職員でないものが特定職員となったものについては、同月の達した日からそれぞれ1.5%を減額する旨の読みかえ規定をこちらで行っておるものでございます。

続きまして附則の第4項につきましては、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に係ります改定後の給与条例の附則第22項の規定による読みかえ規定でございます。

続きまして附則第5項でございますが、町の規則への委任でございます。附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関しまして必要な事項につきましては、町の規則で定めるものでございます。

続きまして附則第6項でございますが、垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するというので、こちらにつきましては、垂井町職員の給与に関する条例第17条、勤務時間1時間当たりの算出方法を規定するもので、それを今回、改正条例附則第24項と読みかえる旨の規定を追加するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

2番 吉野誠君。

〔2番 吉野誠君登壇〕

2番（吉野 誠君） 今説明がありましたけど、私にはわからない点が三つほどありますので、ちょっと教えてもらいたいなと思っております。

1級から7級までありまして、その級の上がるぐあいはどういう級で上がっていくのかと。

それからもう一つ、号給ですね。1から何番までずうっとありますが、これはどういう過程で上がっていくんだと、その説明もお願いしたいと思えます。

それから6級のところで、特定職員になられた場合、55歳以上になられた特定職員が何名おられるのかと。それから、それでいきますと、号数と級数はどこの線を引くんだと。

それからもう一つ、今ここに同席してみえます課長さん方の給料体系は7級なのか6級なのか。それから、号数でいくとどの線を引くのか。一人ひとりやるわけにはいきませんので、例えばおおよそのところでこの線ですよというお話をお聞かせ願えればありがたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。

午前9時37分 休憩

午前9時50分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 先ほどの2番議員の御質問でございますが、三つほどあったかというふうに記憶しておるところでございますが、まず一つ目でございますが、55歳以上、先ほど補足説明の中で御説明いたしました特定職員の数でございますが、課長級につきましては、10人中10人が55歳以上でございます。

それから、6級以上でございますので6級でございますが、こちらは主に主幹級でございます。こちらにつきましては、11人中5人が特定職員ということになってまいります。

それから、各級の職務でございます。こちらにつきましては、垂井町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の第3条に規定がなされておりまして、1級につきましては主事の職務、

それから2級につきましては主任の職務でございます。それから3級につきましては主査の職務、それから4級につきましては係長及び主任主査の職務でございます。それから、こちらには主任保育士、あるいは幼稚園の副園長も入ってまいります。それから5級でございますが、課長補佐の職務にある者を充てておるところでございます。それから6級でございますが、こちらにつきましては主幹の職務、また、5級でない施設長につきましても6級を充てております。それから7級につきましては、課長級の職員を充てておるところでございます。

それから昇給でございますが、今回の議案の中にもございます行政職給料表をごらんになっていただきますと、号給につきましては、4号給ずつで区切りがなされております。通常、一般的には4月が定期昇給月になっておりますが、4号給ずつ昇給していくこととしております。ただし、勤務成績によりましてはそうはいかない場合もございます。2号給でとまっている職員もございまして、それから3号給でとまっている職員もございまして、勤務成績によってそのあたりについては運用しておるところでございます。それから、55歳以上の職員につきましては、現在は2給ずつの昇格ということで、こちら人も人件費抑制のためにそういった措置をとっておるところでございます。

それからもう1点、課長級の職で、どの号給あたりに課長級は位置しているのかということでございますが、おおむね7級でございますので、33号給から45号給あたりまでに課長級は点在をしているといった実態でございます。よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、2番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 2番 吉野誠君。

〔2番 吉野誠君登壇〕

2番（吉野 誠君） もう一つお聞きしますのは、岐阜県下の町村の中で垂井町職員が一番高くなったというお話を聞いておりますが、これは選挙のたびに上げていったからといううわさも流れておりますが、そういうお話はあったのかなかったのか、そこは町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 2番議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

垂井町職員の給料が一番高いという話は、恐らくラスパイレス指数のお話かというふうに思いますが、県下市町村の中で7番目、町村ではトップという位置におりますけれども、数字の方はこれからはっきり出てくるわけでありまして、これは、やはり今までの組合活動等を通じて、職員が協議の中で入ってきたものであります。

また、選挙のたびにというお話は、よく私はわかりませんが、恐らく特別昇給とか、そういったことかと思っておりますが、私の代になりまして、そういうことは一切行っておりませんので、通常の昇給措置をとっておるという形でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 先日の全員協議会で、今の人事院勧告について資料をいただき、また、説明ももらったのですが、あのとき聞いて今覚えておりますのは、全国1万1,100社の企業で、その従業員45万人に対して給料の調査をしたと。それと地方公共団体とを比較してというのがあり、今回100分の1.5下げるという話であります。まずベースとなる民間企業の1万1,100社の内訳、例えば大企業ばかりなのか、それとも従業員10人以下のところも含まれているのか、その辺のデータのもとになる調査の方法がわかればお聞かせください。

それと、2番議員も言われましたが、私は全国平均ではなく、やはりこの地域の民間企業と垂井町との差額を出すべきではないかと。それによって上げるなり下げるなりすべきじゃないかと思いますが、その辺、町長のお考えはどうですか。もし西濃地域の企業の平均がわかればお聞かせ願ひ、また、それに対して垂井町との比較はどうであるというのがわかればお聞かせいただきたいし、町長の考えもお願いします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 6番議員の、人事院勧告に基づきます調査された民間企業の内訳でございます。今回の人事院勧告につきましては、1万1,100の民間事業所ということでございまして、こちらにつきましては、企業規模で申しまして50人以上の職員がおるところでございます。対象といたしました民間企業は、そういったところでございます。それから企業規模につきましても、50人以上の職員ということで調査がなされておるところでございます。

それともう1点、このあたりの地域の民間の給与ベースも参考にすべきではないかということでございます。もとよりこういった給与改定につきましては、従来から国の人事院勧告に基づきまして改定を行ってきたところでございます。市町村、あるいは県におきましては、人事委員会を持っているところもございまして、人事委員会を有していない市町村につきましては、総務省からの指導によりまして、国の人事院勧告に基づいて給与の改定をするようにという指導がございまして、こういったことで今回もこの勧告に基づいて給与改定を行わせていただくものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 今、企業1万1,100社はすべて従業員50人以上ということであるというふうにお聞きしましたが、ちょっとレベルが高いところのデータではないかなというふうに思います。

それと、給料表の改定というのは議会の同意が必要ですが、号給を上げるのは、議会の同意

もなしに4号給を6号給に上げるとか、これは簡単にできるのですが、町長はそういうことは今までしていないということですが、来年また選挙がありますが、それに伴ってそういうことをするかしないかということをはっきりと明言いただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほども申しましたように、昇給は当然条例に基づいて昇給していくわけでありまして、特別昇給については、やはり条例違反という形もあるわけで、このことについては肅々と適正にやっておるという状況でございます。これは選挙云々ではなく、特別昇給についてはやはり問題を含んでおりますので、正常な形での給与支給というものを考えていきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） 質問したいと思います。基本的に人事院勧告に基づいて、毎年ちびりちびりという感じが大変するわけですが、いずれにしても人事院勧告、あるいは人事院というものは何者なのかということについて、私の教員時代もそうですけれども、団体交渉権を剥奪した上に設けられた人事院だというふうに私たちは認識しておるんですね。だとすれば、本来、各自治体、あるいは企業体と労使の間で決めることなんであって、そういう点はどうなっているのかという、いわゆる人事院をどう考えているのかという受けとめ方の認識の問題について、まず一つです。

二つ目は、垂井町の職員組合は、今度の給与改定について交渉したのかしないのか、町長にお答えしていただきたいと思います。

三つ目は、この財政効果はどうなのかという三つの点で御答弁を願いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 12番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

3点ありましたが、効果につきましては総務課長の方から後ほど補足説明させますけれども、人事院勧告をどう考えるかということですが、これは今までも説明しておりますように、やはり独自の調査を持たないという状況の中で、よるすべといいますが、判断基準をどこに求めるかといったときに、やはりこういった大きな判断を求める場合の企業の調査、政令市等では人事委員会を持って独自の調査もあるようでございますけれども、やはり全国の市町村においてはそれはできない状況でございます。そういった部分で、今までの流れの中でもこう

いった一つのよるすべとして判断をしてきたわけでありますので、これは尊重していきたいというふうに思っております。

また、当然に職員の生活に係るわけでございますので、職員組合との交渉もした上で、こういった形で提案をさせていただいておるところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 12番議員の御質問の中の、今回の垂井町職員の給与に関する条例の一部改正による財政効果の御質問でございます。

まず一般職でございますが、こちらの財政効果につきましては、給料表の改正につきましては年間59万4,000円ほど、それから期末勤勉手当につきましては1,347万円ほどの推計をしておるところでございます、合計で1,407万円ほどでございます。

それからもう1点、先ほど議案の中でも御説明をいたしました、附則の特例措置、いわゆる100分の0.28を減ずるものの効果でございますが、こちらにつきましては174万円ほど見込んでおるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） 先ほどの質問にもありましたし、また同僚議員からの、いわゆる西濃地域での状況の把握というものも含めてですが、職員組合がこの問題を是としているという、是としているかどうかわかりませんが、交渉もあったということもありますけれども、毎年行われる人事院勧告に対して、特にこの不況下で公務員は給与が高いというようなことが一般に言われております。そういうことの中で、何か自分よりも待遇がいいことについて、それを批判するということがあります、財政効果の問題を今言われました。大まかに言って1,400万という効果なんです、それは同時に、この垂井町内の商店も含めてですが、生活の活性化という点からいったら、かなりの問題だと思います。そういう意味も含めて、何か民間との関係で、一般の住民の感覚からいって高過ぎると、ぜいたくだとは言いませんけれども、そういう感覚でもって行われるということは、やはり給与というのは経済効果にはね返ってくるわけです、特に垂井町の職員の生活のレベルというのは町内に大変影響があるわけですね。そういうことから考えても、むやみに下げるべきではないという観点に立っております。したが

って、反対をしたいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 私も反対の立場で発言させていただきます。

先ほど説明いただきました50人以上の企業を対象に調査をしたというのは、私は全国の従業員の数でいいますと、恐らく半分にも満たない数に対しての調査であると、割合でいいますと、恐らく50人以下の事業所の方が、従業員の方は多いというふうに思いますので、調査不足ということで、私は反対させていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） 私は、今回の給与改定等につきましては人事院勧告に沿った内容でございますので、当然今回の改正につきましては賛成するものでございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立により行います。

議第63号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成22年第7回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時14分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 衣 斐 弘 修

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 栗 田 利 朗